

福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県風力発電産業振興会議が実施する福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号（この規則中「知事」とあるのは「会長」と、「県」とあるのは、「福岡県風力発電産業振興会議」と読み替えるものとする。））に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福岡県風力発電産業振興会議の会員（以下、「会員」という。）が、別表に掲げる洋上風力発電に関する人材育成講座等（以下、「対象講座」という。）を受講する場合、予算の範囲内でその経費の一部を補助し、もって会員における風力発電人材の育成を支援することを目的とする。

(交付対象者、交付対象期間)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、福岡県内に事業所を有する会員のうち、対象講座を従業員等に受講させ、修了した者及び福岡県内に所在する個人会員のうち、対象講座を修了した者（以下、交付対象者）とする。

2 補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から翌年2月末日までとする。

(対象除外)

第4条 交付対象者に以下の者が含まれるときは、交付対象としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(交付対象経費)

第5条 この補助金は、交付対象者が対象講座の受講のために支払った受講料について交付する。ただし、消費税等の租税は除く。

2 他機関から補助を受ける場合は、受講料から他機関の補助金額を除いた金額を交付対象経費とする。

(交付金額)

第6条 交付金額は、交付対象経費の2分の1以内とし、1者あたりの上限額を15万円とする。

2 算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする会員は、受講する講座が開講される年度の12月末日までに、申請書(様式第1号)及び次の各号の書類を福岡県風力発電産業振興会議の会長(以下、「会長」という。)に提出するものとする。

- (1) 履歴事項全部証明書の写し
- (2) 受講料納付を証する書類(領収書等)
- (3) 暴力団の排除に関する誓約書
- (4) その他福岡県風力発電産業振興会議が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第8条 会長は、前条の規定による交付申請があった場合において、内容を審査のうえ、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付決定を行う。

- 2 前項の規定により交付決定を行った場合は、速やかに交付決定通知書(様式第2号その1)により、補助金交付決定額その他必要な事項を申請者へ通知する。
- 3 会長は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。
- 4 会長は、申請に対し不交付の決定をしたときには、不交付決定通知書(様式第2号その2)により申請者へ通知する。

(変更及び廃止の承認)

第9条 交付決定を受けた者は、次のそれぞれに掲げる場合においては、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号その1)または廃止承認申請書(様式第3号その2)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前条の補助金交付の決定を受けた内容から著しく変更しようとするとき。
- (2) 対象講座の受講を廃止しようとするとき。
- 2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の変更交付決定または廃止の承認を行い、変更承認通知書(様式第4号その1)または廃止承認通知書(様式第4号その2)により申請者へ通知するものとする。

(交付決定の取消、変更)

第10条 会長は、交付決定を受けた者が次の各号に該当した場合、補助金交付決定の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 交付申請の内容に虚偽やその他不正があったと認められるとき
- (2) 交付にあたり付した条件、その他法令に違反したとき
- (3) その他本要綱に基づく指示に違反したとき
- 2 前項の規定に基づき取消を決定した場合は、交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定を受けた者へ通知する。

(実績報告)

第11条 交付決定を受けた者は、受講終了後、交付決定のあった年度の2月末日までに、実績報告書（様式第6号）に関係書類を添え、会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 会長は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査を行い、その報告が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第7号）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、第12条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

2 交付決定を受けた者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 会長は、第10条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を請求することができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

この要綱は令和6年12月1日から施行する。

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

この要綱は令和7年6月1日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付申請書

福岡県風力発電産業振興会議 会長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

印

福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額

一金

円

※補助金交付申請額 内訳

- | | |
|------------|-------------------|
| ・ 受講料 | 円 【A】 |
| ・ 他機関の補助金額 | 円 【B】 |
| ・ 交付対象経費 | 円 【A－B】 |
| ・ 補助金交付申請額 | 円 【(A－B) × 1 / 2】 |

※申請者は記名押印に代えて署名することができる。

(様式第2号その1)

風産振第 号

(申請者) 殿

福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金については、福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付します。

交付額 円

年 月 日

福岡県風力発電産業振興会議会長 (会長氏名)

(様式第2号その2)

風産振第 号

(申請者) 殿

福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金については、福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 不交付とした理由

年 月 日

福岡県風力発電産業振興会議会長 (会長氏名)

(様式第3号その1)

年 月 日

福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金変更承認申請書

福岡県風力発電産業振興会議 会長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

印

年 月 日付 風産振第 号をもって交付決定の通知を受けた補助金交付申請について、下記のとおり変更したいので、福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付要綱第9条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 変更内容

2 変更の理由

※申請者は記名押印に代えて署名することができる。

(様式第3号その2)

年 月 日

福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金廃止承認申請書

福岡県風力発電産業振興会議 会長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

印

年 月 日付 風産振第 号をもって交付決定の通知を受けた補助金交付申請について、下記のとおり廃止したいので、福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付要綱第9条の規定に基づき承認を申請します。

※申請者は記名押印に代えて署名することができる。

(様式第4号その1)

風産振第 号

(申請者) 殿

福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金変更承認通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金については、福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり変更交付することを決定したので通知します。

記

年 月 日

福岡県風力発電産業振興会議会長 (会長氏名)

(様式第4号その2)

風産振第 号

(申請者) 殿

福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金廃止承認通知書

年 月 日付で廃止承認申請のあった福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金については、福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

年 月 日

福岡県風力発電産業振興会議会長 (会長氏名)

(様式第 5 号)

風産振第 号

(申請者) 殿

福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 風産振第 号の補助金の交付について、下記のとおり交付決定を取り消したので、福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき通知いたします。

記

1 取消の理由

年 月 日

福岡県風力発電産業振興会議会長 (会長氏名)

(様式第 6 号)

年 月 日

福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金実績報告書

福岡県風力発電産業振興会議会長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

年 月 日付 風産振第 号をもって交付決定の通知を受けた補助金について、
福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり
報告します。

記

1 補助金交付申請額 一金 円

2 対象講座の受講状況
別紙のとおり

対象講座受講状況報告書

1 受講コース及び修了者

受講した講座	コース名	
	期間	
修了した人数		
修了者①	氏名	
	役職	
修了者②	氏名	
	役職	

2 添付書類

- (1) 講座の修了を証する書類（修了証書等）の写し
- (2) 他機関の交付決定通知書の写し（他機関から交付されている場合に限る）

※申請者の責めに帰することができない事由により、2月末日までに「講座の修了を証する書類」を添付することができない場合は、事務局が別に定める期限までに「講座の修了を証する書類」を提出することを認める。

(様式第 7 号)

風産振第 号

(申請者) 殿

福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金の額について、福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり確定します。

交付決定額 円

確定額 円

年 月 日

福岡県風力発電産業振興会議会長 (会長氏名)

(様式第 8 号)

年 月 日

福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金請求書

福岡県風力発電産業振興会議会長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

年 月 日付 風産振第 号をもって額の確定があった補助金について、福岡県洋上風力発電人材育成講座受講料補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 一金 円
(補助金確定額 円)

【振込先】

振込口座	金融機関名		支店	
	種類	普通・当座	口座番号	
	口座名義 (カナ)			

(別表)

	事業名(主催者)	講座名	開催地域
1	洋上風力発電人材育成講座(九州大学)	洋上風力入門、環境・経済評価等、全6コース	オンライン形式
2	長崎海洋アカデミー(NPO法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会)	洋上風力総論コース、洋上風力事業開発コース等、全9コース 半日・入門コース	長崎県長崎市 (ハイブリッド形式) ※一部、東京都港区
3	NOA-TRAINING(NPO法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会)	GWO認証 基本安全訓練(BST5) 初回・更新 GWO認証 基本安全訓練(BST4) 初回・更新 GWO認証 上級救助訓練(ART) 初回・更新 GWO認証 上級応急処置訓練(EFA) 初回・更新 GWO認証 ウインドリミテッドアクセス訓練(WLA) 初回・更新 GWO認証 シーサバイバル訓練(SS) 初回・更新	長崎県長崎市
4	日本サバイバルトレーニングセンター(ニッスイマリン工業株式会社)	OPITO認証 BOSIET(安全に関する基本訓練) OPITO認証 FOET(BOSIET更新訓練) OPITO認証 HUET(ヘリコプター水中脱出訓練) STCW条約 基本訓練 初回・更新 GWO認証 基本安全訓練(BST5) 初回・更新 GWO認証 基本安全訓練(BST4) 初回・更新 GWO認証 基本安全訓練(SS) 初回・更新	福岡県北九州市
5	MOL DPTトレーニングセンター(商船三井マリテックス株式会社)	DP入門コース (日本語での基礎コース) SERVICE OPERATION VESSEL (WALK TO WORK) COURSE (洋上風力メンテナンス支援船コース) SELF ELEVATING PLATFORM VESSEL (JACK-UP) FAMILIARIZATION COURSE (SEP船コース) OFFSHORE SUPPORT VESSEL SHIP HANDLING COURSE (オフショア船マニュアル操船コース) ANCHOR HANDLING COURSE (アンカーハンドリング船コース) CABLE LAYING COURSE (ケーブル敷設船コース)	東京都港区
6	ウインド・パワー・トレーニングセンター(株式会社ウインド・パワー・グループ)	GWO認証 基本安全訓練(BST5) 初回・更新 GWO認証 基本安全訓練(BST4) 初回・更新	茨城県神栖市 (ハイブリッド形式)

7	ジラフワークトレーニングセンター(株式会社 GiraffeWork)	GWO認証 基本安全訓練(BST5) 初回・更新	神奈川県川崎市
		GWO認証 基本安全訓練(BST4) 初回・更新	
		GWO認証 上級救助訓練(ART) 初回・更新	
		GWO認証 基本技術訓練(BTT)	
		GWO認証 上級応急処置訓練(EFA) 初回・更新	
8	株式会社北拓 北九州トレーニングセンター(株式会社北拓)	CTV乗移り/ラダー昇降訓練	福岡県北九州市
		救助(レスキュー)訓練	